

大阪府立中央図書館館外貸出取扱要領(抄)

第3章 協力貸出し

(館長が適当と認める機関)

第14条 協力貸出しを受けられるものとして、規則第24条第6号の規定により「館長が適当と認める機関」は、次のとおりとする。

- 一 公益法人で研究所又は図書館(類似施設を含む)を付設するもの
- 二 前号に準ずる機関で公益性を有し、かつ、専ら調査研究を任務とする部門又は図書館(類似施設を含む)を付設するもの

(利用の手続き)

第15条 規則第25条の規定により館長が定める「協力貸出申込書」は、次のとおりとする。公共図書館及び図書館未設置地方公共団体の場合にはそれに代わる公民館図書室等(以下「公共図書館等」という。)で大阪府内にあるもの及び大阪府立学校にあっては協力貸出申込書(大阪府内の公共図書館等及び大阪府立学校が使用する。)(様式第6号の1)、大阪府外の公共図書館等及び規則第24条第1号(大阪府立学校を除く)、第3号、第4号(大阪府の機関は除く)に定める機関等にあつては協力貸出申込書(大阪府外の公共図書館及び規則第24条第1号(大阪府立学校を除く)、第3号、第4号(大阪府の機関を除く)に定める機関等が使用する。)(様式第6号の2)、規則第24条第5号、第6号に定める機関等にあつては協力貸出申込書(規則第24条第5号、第6号に定める機関等が使用する。)(様式第6号の3)、規則第24条第4号のうち大阪府の機関にあつては協力貸出申込書(大阪府の機関が使用する。)(様式第6号の4)のとおりとする。

2 協力貸出しを初めて申し込むときは、大阪府内の公共図書館等及び大阪府立学校にあっては協力貸出申込書(登録票)(大阪府内の公共図書館等及び大阪府立学校が初めての申込み時に提出する。)(様式第6号の1の1)、大阪府外の公共図書館等及び規則第24条第1号(大阪府立学校を除く)、第3号、第4号(大阪府の機関は除く)に定める機関等にあつては協力貸出申込書(登録票)(大阪府外の公共図書館及び規則第24条第1号(大阪府立学校を除く)、第3号、第4号(大阪府の機関を除く)に定める機関等が初めての申込み時に提出する。)(様式第6号の2の1)、規則第24条第5号、第6号に定める機関等にあつては協力貸出申込書(登録票)(規則第24条第5号、第6号に定める機関等が初めての申込み時に提出する。)(様式第6号の3の1)、規則第24条第4号のうち大阪府の機関にあつては協力貸出申込書(登録票)(大阪府の機関が初めての申込み時に提出する。)(様式第6号の4の1)を提出しなければならない。

3 大阪府内の公共図書館等及び大阪府立学校が協力貸出しを申し込む場合には、協力貸出申込内訳書(兼協力貸出所蔵調査票)(1枚目に使用)(様式第6号の1の1の協力貸出申込書(登録票)の提出をしているものが使用する。)(様式第7号の1の1)を1枚目、協力貸出申込内訳書(兼協力貸出所蔵調査票)(2枚目以降に使用)(様式第6号の1の1の協力貸出申込書(登録票)の提出をして

いるものが使用する。)(様式第7号の1の2)を2枚目以降とする協力貸出申込内訳書(兼協力貸出所蔵調査票)を使用するものとする。

- 4 次の各号に該当する機関は、大阪府立図書館インターネット対応蔵書検索・協力貸出システムにより協力貸出しを申し込むことができるものとする。
 - 一 大阪府内の公共図書館等
 - 二 大阪府立学校
- 5 第2項に規定する「協力貸出申込書(登録票)」を提出した機関のうち、次の各号に該当する場合は、あらかじめ館長が認めるコンピュータシステムによる出力帳票を規則第25条による協力貸出申込書とみなす。
 - 一 前項各号に規定する機関
 - 二 国立国会図書館総合目録ネットワーク参加館

(貸出図書の数)

第16条 規則第26条ただし書の規定の適用を受けようとする機関は、「協力貸出申込書」にその理由を明記した書類を添付しなければならない。

- 2 次の各号に該当する機関にあつては、前項に規定する書類の添付を省略できるものとする。
 - 一 大阪府内の公共図書館等
 - 二 大阪府内に存する規則第24条第1号に規定する学校。ただし、大学を除く
 - 三 大阪府の機関
- 3 前項第二号に規定する学校で大阪府立学校以外の学校は、第一項に規定する書類の添付を省略して同時に協力貸出しを受けることのできる図書の数を五十点以内とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、大阪府立図書館の業務の遂行のために必要があるときは、貸出図書の数を制限することができるものとする。

(貸出期間の特例)

第17条 規則第27条ただし書の規定の適用を受けようとする機関は、「協力貸出申込書」にその理由を明記した書類を添付しなければならない。

- 2 大阪府内の公共図書館等から点字図書、録音図書の作成あるいは対面朗読のために利用に供したい旨の申し出があるものについては、規則第27条ただし書の規定に基づき当該図書の貸出期間を3ヵ月とする。
- 3 前各項の規定による貸出期間中であっても、大阪府立図書館の業務の遂行のために必要があるときは、貸出図書の返納を求めることができるものとする。
- 4 逐次刊行物については、貸出期間を2週間とする。
- 5 大阪府内の公共図書館等、大阪府立学校及び大阪府の機関から貸出図書の一部又は全部について、貸出期間延長の申し出があつたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り貸出期間の延長を認めるものとする。貸出期間の延長期間は、申し出のあつた日から起算して2週間の範囲内

とする。ただし、大阪府立学校については三十日以内とする。

- 一 申し出が貸出期間内であること
- 二 当該図書に他の利用者の予約がないこと
- 三 逐次刊行物ではないこと

(協力貸出しをしない図書)

第18条 規則第28条第2号の規定により協力貸出しをしないものとして館長が指定する図書は、次のとおりとする。ただし、展示会等の目的で出展に供する場合はこの限りでない。

- 一 貴重図書
- 二 特別集書図書(大原文庫の国内出版物及び松下文庫を除く。)
- 三 逐次刊行物(大阪府内の公共図書館等への協力貸出しを除く。)
- 四 容易に入手できる図書(大阪府内の公共図書館等以外の図書館等については、刊行後6ヵ月未満の新刊図書を含む。)
- 五 損耗の著しい図書
- 六 文書類、巻軸類、一枚物、その他損耗、散逸しやすい図書
- 七 和装書(慶応4年以前の出版物)
- 八 児童図書のうち、復刻資料、しかけ絵本
- 九 音響、映像資料。ただし、障がい者サービス用の録音資料を除く。(大阪府内の公共図書館等については、別に定めるところによる。)
- 十 参考業務その他大阪府立図書館の業務の遂行上支障を及ぼすおそれのある図書(大阪府内の公共図書館等以外の図書館等については、大阪府立図書館での利用頻度が高いものを含む。)
- 十一 その他、搬送に適さない図書

(協力車による図書の協力貸出し)

第19条 大阪府内の公共図書館等は、別に定めるところにより協力車運行システムによる図書の協力貸出し及び返納を行うことができる。その場合における協力貸出図書の貸出日及び返納日は、協力車が巡回した日とする。

(郵送による図書の協力貸出し)

第20条 協力貸出しを受けられる機関のうち大阪府内の公共図書館等以外の図書館、機関等においては、郵送による図書の協力貸出し・返却を受けることができる。

- 2 費用は、協力貸出しを受ける図書館、機関等の負担とする。
- 3 郵送の方法は、「ゆうパック」又は書留郵便による。
- 4 規則第27条の規定による協力貸出しの期間は、発送した日の翌日から起算する。郵送による図書の返納は、大阪府立図書館が図書を受領した日を返納日とする。受領した日が規則別表に規定する

休館日のときは、第9条第3項によるものとする。

- 5 発送、受領及び返納時の通知については、「協力貸出申込書」への記入をもって、これに代えることができる。

(協力貸出しを受けたものの注意義務等)

第21条 図書の協力貸出しを受けたものは、貸出期間及び貸出条件を守るとともに協力貸出しを受けた図書を借出し目的以外の目的に使用してはならない。

- 2 協力貸出しを受けた図書のうち規則第20条に定める個人貸出しをしない図書については、協力貸出しを受けた機関の施設内で閲覧させなければならない。

- 3 図書の協力貸出しを受けたものは、次の各号の一つに該当するときは直ちにその旨を大阪府立中央図書館に通報しなければならない。

- 一 受領した図書が損傷していたとき。
- 二 受領した図書を亡失又は損傷したとき。
- 三 返送の途中に亡失又は損傷したことを知ったとき。

- 4 前各項の規定に違反したときは、相当な理由がある場合を除き、事後の利用を制限又は停止するものとする。